

# 第5回教育委員会定例会会議録

平成29年5月23日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳
	指 導 主 事	浜 本 響

## 付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成28年度事業報告及び決算について	
議案第30号	国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について	
議案第31号	国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について	
議案第32号	第22期国立市社会教育委員の会への諮問について	
議案第33号	(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会への諮問について	
報 告 事 項	2) 平成28年度教育委員会各課の事業総括について(教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)	
	3) 第21期国立市社会教育委員の会からの答申について	
	4) 市教委名義使用について(7件)	
	5) 要望書について(1件)	
議案第34号	(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会委員の委嘱について	当日配布
議案第35号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	当日配布

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。風薫る5月、薫風の5月と言いたいところですが、熱風の5月になっていまして、子どもたちも運動会、体育会の練習は、熱中症の心配をしながら、行っているところでございます。異常な天気となっております。

それでは、これから平成29年第5回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【高橋委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第34号、(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会委員の委嘱について、及び、議案第35号、臨時代理事項の報告及び承認について(教職員の人事異動について)は、人事案件でございますので秘密会とさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。



#### ○議題(1) 教育長報告

○【是松教育長】 最初に教育長報告を申し上げます。

4月25日火曜日、定例教育委員会の後でございますが、社会教育委員の会を開催いたしております。

4月27日木曜日に、小学生の野外体験教室の実踏を28日までの2日間、清里方面で行いました。

5月2日火曜日には、小学校5年生を対象とした音楽鑑賞教室を立川RISURUホールにて実施いたしました。当日は、オーケストラ演奏を鑑賞したところでございます。

5月5日金曜日、文化・スポーツ振興財団と国立市体育協会が共催で行っております第27回国立ファミリーフェスティバルが、晴天のもとで行われました。多くの子どもたち、家族連れが参加したと聞いております。

当日は、「くにたちの教育」第147号を発行いたしました。お手元でございますでしょうか。本紙より、タブロイドサイズのオールカラー版として新たに発行をいたしたところでございます。

5月9日火曜日には、校長会と公民館運営審議会を開催しております。

5月10日水曜日に、第三中学校が12日まで、また5月11日木曜日には、第二中学校が13日まで、それぞれ、奈良・京都方面への修学旅行を実施し、無事に戻ってまいりました。

5月16日火曜日、都市教育長会が開催されております。

また、当日は文化財保護審議会を開催いたしました。この文化財保護審議会におきましては、旧国立駅舎の登録の現状変更を行ったところでございます。登録の現状は、平成18年の解体時の形状でございましたが、今後の復元を考慮いたしまして、昭和元年、創建当時に近い形状で登録をし直し、今後、その新たな登録のもとに復元を行っていくところになっております。

5月17日水曜日、市教委学校訪問で三小を訪問しております。

同日は、臨時市議会が開催されておまして、議長、副議長、常任委員会委員の改選が行われました。議長には大和祥郎議員が、副議長には小口俊明議員が、それから総務文教委員長には高柳貴美代議員が、それぞれ選出されております。

同日、小学生の初心者水泳教室を開始いたしました。6月29日までおおむね10回ほどの水泳教室を予

定しております。

5月18日木曜日には、国立市いじめ問題対策連絡協議会、また第1回の小学校道徳教科書審議会、また図書館協議会、スポーツ推進委員定例会などを開催いたしました。

5月19日金曜日に、国立市特別支援教育の説明会を行っております。

5月20日土曜日、二小の道徳授業地区公開講座と、七小の運動会が開催されたところがございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想等ございましたら、よろしく願います。

山口委員。

○【山口委員】 質問が2件と感想です。

質問を先に申し上げますと、5月10日、三中、5月11日、二中が、それぞれ修学旅行に行っております。ちょうど修学旅行が多い時期だと思います。毎年報告等を聞いておまして、非常にいい成果を上げている気がしております。ことしの様子をわかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

もう一つは、「くにたちの教育」にも載っておりますけれども、特別支援教室「はばたき」です。新しい試みとして、ことしは七小と三小で開室をされたと書いています。三小の訪問に行きましたときにもその報告を受けたわけですが、スタート時の様子をお聞かせ願えれば。その2点をお願いいたします。

あと、感想ですけれども、新年度がスタートしてちょうど2カ月弱、学校に関して、それぞれ生き生きと動き始めているなど感じております。運動会、我々の学校訪問、公開授業等々始まってきております。幾つかのぞかせていただいたのですけれども、全部を通じて、子どもたちが躍動しているなどという感想、それから子どもたちを支える形での先生方、管理職の副校長、校長先生も、学校が一体となって動き始めているなどという感想を持ちました。うれしいことでございます。

あと、学校教育センターと学校支援センターも、この1カ月の間に訪問させていただいて、西所長、堀越所長と少し話をする時間を持ちまして、また新しい年度で、体制も変わった部分もあるのですけれども、学校を支える存在として動いていることを感じて力強く思ったところです。

以上でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。それでは、ご質問がございましたので、まず、二中、三中の修学旅行の様子について。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 まず、国立第三中学校の修学旅行ですが、体調不良の生徒が一人もおらず、看護師さんに面倒を見てもらった生徒が一人もいなかったそうで、全員が無事に見学することができたそうです。また、新しい試みとして、グループ行動の際に各グループがスマートフォンを持って班行動を行い、チェックポイントになる場所で班の写真を撮り本部に送信することで、班行動の様子を把握することができ、撮った写真は記念にすることができたので、いい試みだったということです。

また、国立第二中学校の修学旅行は、初めて奈良の飛鳥で民泊を行い、古墳群の見学、そして農業等の体験を行いました。屋根の色を統一するなど景観を守っているというお話を聞いて、地域の方々の努力があることを子どもたちが深く理解してきたということです。

以上です。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい、結構です。

○【是松教育長】 それでは、もう1点、特別支援教室「はばたき」の実施状況について。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、特別支援教室のスタートの段階について、ご説明いたします。

国立第七小学校が、対象児童 12 名、国立第三小学校、11 名ということでスタートをいたしました。週に 2 時間程度の巡回指導教員による指導、それを三小については週に 3 日間、先生がご指導に巡回してくるというような形をとってございまして、現在、シフトをしっかりと組んだ上で指導が開始されたところです。5 月 15 日の月曜日には、三小の朝会で巡回指導教員が全校の児童に紹介されまして、学校の教員の一員として巡回指導教員がしっかりと指導できるような体制を、校長先生中心に整えていただいているところです。また、実際の指導も、七小、三小でこの 5 月の半ばからスタートということで、滑り出しは順調に進んでいるところです。

ただ、この特別支援教室については、在籍学級との連携と申しますか、在籍学級でどの程度適応できるかといったところも大きな指導内容になりますので、その辺りとの連携というのは、今後しっかりと見きわめながら指導を進めていこうとしているところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 ありがとうございます。5 月 19 日の金曜日に、国立市の特別支援教育の説明会、主に来年度から考えていらっしゃるご父兄の方たちだと思うのですがけれども、その会に列席をさせていただきました。大勢の方が来られて、ご夫婦で来られているところもありましたけれども、来年度から特別支援教室が全体に広がっていくということで、新しい試みですので試行錯誤というか、やってみて気づくことも結構出てくると思います。ぜひ、その辺を丁寧に対応して、来年度に向けて準備をしていただければと思います。もちろん今年度、しっかりやっていただくことが中心ですけれども、よろしく願います。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も感想です。学校訪問、道徳といろいろ始まったのですけれども、中でも、七小の運動会のことを少しご紹介したいなと思います。ことし、組体操から表現というものに変わったということで見せていただいたのですけれども、丁寧なプロセスで当日まで運んだのだなという様子を校長先生からお伺いしました。高学年の先生のほうでも、戸惑いや葛藤等いろいろあったと思うのですけれども、その反面、喜びとか新しいものへチャレンジしていくという気概もあったということでした。

保護者の方に配布したお手紙を何通かいただいて読ませていただくと、温かいというか、こういう思いで一緒につくっていくという、今つくっている段階がこうなっていて、ここにみんなをもっていきたいと先生たちの心のこもったものに思わず涙が出てきてしまいそうになりました。七小の保護者の方は、こんなお手紙を手にしなから、毎日毎日子どもたちのことを見守っていたのだらうなという思いで、当日、子どもたちがみんな晴れやかな顔をして、自信を持ってやっている姿は、まさにそういう感じで、周りの保護者の方も目頭を押さえながら参観していたという感じでした。

組体操ができるとか、できないとか、するとか、しないとかになると、身動きがとれなくなることもあるかもしれないのですけれども、演目が変わったとしても、子どもたちが、それぞれどんな体験をしたか、どのように成長したかと、そこを見とっていければいいなと思いました。同じ組体操をしたら、去年の子どもたちと同じ体験が得られるかというのは、やってみなくてはわからないので、同じことができたらいいか、できなくていいではなく、ことし子どもたちが成長したのだなという様子は見ればわかると思うので、それを大人が見守って、見とれればいいなと思った場面でした。

知的しょうがいの学級担任会にもお邪魔させていただいたのですけれども、一小の会場で授業をなさったのですが、毎日会えるからこそ、その子が成長していく姿を見てとれる喜びというか、星先生が授業をなさっていたのですけれども、子どものことが可愛いくて大事で仕方がないというのがあふれんばかりの授業でした。通常学級でもそうだと思うのですけれども、特に知的しょうがい等の子どもたちのほうは、かかわりへの反応がストレートな分、大人への反応もストレートに返ってくるというか、うそや偽りがなく真剣勝負という、そういう時間を先生方は過ごしているのだなと思いました。さまざまな葛藤等があるかもしれないのですが、皆さんと一緒に学ぶ場を持つということは国立ならではと思うので、ぜひ皆さんでその場を活用して、皆さんと一緒に成長していければなと思います。

今「はばたき」の話が出たのですけれども、この間、三小で教室を見せていただきました。限られた予算と限られたものでつくっていくというのはわかるのですけれども、もしも自分が子どもで、そこに足を踏み入れたならばといった感じでその部屋を見たり、ここで子どもたちが生き生きと動いていくために、という視点を忘れずに持っていたら、温かい、いい空間で、伸び伸びと安心してやれるのではないかなと思います。物があるとかないとかは別として、その空間でどういうことが行われるかという意識がそこに流れ込んでいくと思うので、そのあたりのことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 私も市教委訪問及び道徳授業の地区公開講座に参加した感想を述べたいと思います。まず、三小では、新しい学習指導要領の中で「みずから問いを立て、問題を解決に導き、新たな価値を創造して」という箇所に着目して、「みずから価値ある問いを生み出す児童の育成」を研究テーマに設定したと。そして、算数の研究授業が行われました。新年度が始まってまだ1カ月半という期間で、事前の準備は大変だったかと思います。研究に対する先生たちの意欲を感じたところです。

それから、三小の子どもたちは、学習に取り組む集中度がすばらしいと思います。1日の大半を過ごす教室というのは、学習に集中できるように、環境づくりが大事だと日ごろ考えています。三小もユニバーサルデザインの環境を目指してほしいと感じたところです。

続いて、二小の道徳授業は教師の事前の準備と子どもの集中力で、授業がスムーズに展開していました。学習指導案には、授業の狙いと配慮事項が明示されていて見やすくなっていました。道徳担当の先生は、授業中、子どもの発言をポストイットにどんどん記入している場面を見ることができて、「ああ、工夫しているな」と思いました。さらに、三浦教育指導支援課長の講演は、道徳の教科書を使って非常にユニークで、教科書と道徳教育の両面から掘り下げていて、参加者は理解を深めることができたと思います。

22日、月曜日です。午前中に、この土曜日の道徳授業の一コマが二小のホームページに掲載されていました。こういうスピード感のある取り組みというのは評価できますし、大変うれしいです。これからも活躍を期待しています。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。



○議題（2） 報告事項1） 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成28年度事業報告及び決算について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ、次に、報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ

振興財団の平成 28 年度事業報告及び決算についてに移ります。

それでは、くにたち文化・スポーツ振興財団高橋事務局長、よろしくお願いいたします。

○【高橋事務局長】 皆さん、こんにちは。くにたち文化・スポーツ振興財団の事務局長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

先月 4 月に平成 29 年度の事業計画と予算についてご説明をさせていただきました。本日は、平成 28 年度の事業報告並びに決算について、ご説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、座って説明させていただきます。

なお、本事業報告並びに決算につきましては、去る 5 月 16 日に開催をいたしました財団の理事会に提案をいたしまして、ご承認をいただいております。評議員会につきましては、来週の水曜日、31 日に開催予定でございますので、現段階では決算についての評議員会の承認はこれからという状況でございます。

まず初めに、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団、平成 28 年度事業報告について、ご説明を申し上げます。

事業報告書の 1 ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、事業計画の概要ということで、平成 28 年度は 5 行目以降にございます 4 点を重要課題として位置づけておりました。

まず 1 点目ですけれども、芸術小ホールに関連でございます。2 回目となります「アートビエンナーレ 野彫刻展」の設置場所等の条件整備、地域とのつながりを深める事業の実施ということでございます。

2 点目は、郷土文化館についてでございますが、城山さとのいえと連携をいたしまして、市民との協働を主体とした事業の実施をする。

3 点目といたしましては、総合体育館に関連で、スポーツによる地域づくりの充実。

それから、4 点目といたしましては、財団全体ということでございますが、施設の利用者の利便性の向上と施設利用の促進。

全体では、この四つの点を重要課題として実施をしまいったところでございます。

それでは、実施事業についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、「I. 公益事業」の芸術小ホールについてでございます。「ア. 芸術文化事業」では、芸術環境事業を 9、芸術振興事業を 16、その他の事業を 3、合計で 28 事業を展開いたしました。そのうち、「こどもおすすめ事業」については 9 回実施をいたしました。具体的な事業といたしましては、8 ページから 11 ページまでに記載しておりますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。

まず、(ア) 芸術環境創造事業では、①の教育、福祉、まちづくり連携による地域貢献事業といたしまして、番号の 3 になりますけれども、たちかわ創造舎に拠点を置く地域の劇団「シアター・オルト」による親子で楽しめる仮装朗読劇「アラビアンナイト」を実施いたしました。

②の学校教育との連携事業では、番号 5 の国立音楽大学との連携事業として、若手音楽家に演奏の機会を提供する「くにたちデビューコンサート」を実施いたしました。

③の地域の芸術文化資源を活用したまなび事業では、番号の 8 になりますけれども、昨年度に引き続き市民一芸塾を 5 講座開催するとともに、講座に参加された受講生の作品展も行いました。

次に、(イ) 芸術振興事業では、①芸術文化の創造事業として、番号 10、宮沢賢治の世界観をあらわした新作の能「光の素足」の公演、また番号の 11 で、国立市で 10 代まで過ごされた芥川賞作家、多和田葉子氏による自作朗読を含む講演を行いました。

次に、10 ページになりますが、②芸術文化の継承事業では、番号の 13、フレッシュ名曲コンサートと

して、多摩地区出身の新進声楽家清水勇磨氏によるイタリアオペラの世界を開催いたしました。

③芸術文化の交流・支援事業では、番号 17 の市内で音楽活動をしている団体が実行委員会を結成して運営するくにたち音楽祭や、番号の 21、平成 18 年から実施しており、毎回ご好評をいただいています、「くにたちすたじお寄席」を平成 28 年度も実施をしたところでございます。

④の創客、利用拡大事業では、番号 22 の無料で入場制限のない音楽鑑賞事業として、月 1 回、芸術小ホールロビーで行うランチタイムコンサートや、番号の 24、あいているホールを活用して利用拡大を図るため、平成 27 年度の後半から試行し、平成 28 年度で通常事業といたしましたホールとグランドピアノのシェア・プログラムを実施いたしました。

(ウ) その他としましては、各種研修会への参加や次回のアートビエンナーレの準備等を行いました。

2 ページにお戻りいただきまして、2 ページの下段の芸術小ホールの「イ. 指定管理事業」では、平成 27 年度と比較して、利用件数で 1.9%減の 1,388 件、収入額で 2.2%減の 1,714 万 9,820 円となりました。減の主な理由といたしましては、平成 29 年度から予定しています外壁工事のための事前調査点検作業により音が出るということから、利用できない期間があったこと、それから自主共催事業のリハーサルや市の主催事業の利用増による減免使用などによるものでございます。芸術小ホールは、施設設備の老朽化が激しいため、高圧ケーブルの交換、あるいは館内時計システムの改修、屋外展示場広場の植栽域の修繕、スタジオの排煙機の交換工事などを実施いたしました。また、インターネットによる予約システムは、芸術小ホールだけではないのですけれども、それらは順調に稼働しておりまして、チケット購入時に適用されるくにたちポイントの運用についても定着をしてくれているところでございます。

続きまして、3 ページの「2. 郷土文化館の事業」でございます。自主事業 34、共催事業 6 の合計 40 事業を実施いたしました。事業内容別といたしましては、常設展示事業が 4、企画展示事業が 6、資料収集・調査・研究事業が 9、講座事業が 5、市民の参加体験事業として、郷土の伝統文化を学ぶ事業が 13、郷土の自然環境を学ぶ事業 3 となっております。

具体的な事業といたしましては、12 ページから 15 ページまでに記載させていただいておりますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。平成 28 年度では、12 ページ、番号 5 の「陶芸展、春夏秋冬はじまりは春」と題し、郷土文化館を利用している陶芸グループで実行委員会を組織し、財団との共催で、花をテーマに展示会を実施いたしました。また、番号 6 の「西野家資料展」では、谷保の村長を務めた家柄であります西野家から、平成 27 年度に寄贈された西野家資料をもとに、国立のまちづくり等を中心に資料の紹介をさせていただきました。企画展示事業といたしましては、その他、秋季企画展として「市制 50 周年高度経済成長期とくにたち」などの企画展示を実施しました。

3 ページにお戻りをいただきまして、下段の郷土文化館の「イ. 指定管理事業」でございます。入館者数としては 2 万 229 人で、平成 27 年度と比較して 144 人、0.7%の微減、また古民家では 1 万 1,880 人で、66 人、0.6%の微増となりました。収入面では、利用料収入として 0.4%減の 134 万 4,800 円、それから 4 ページになりますが、事業収入では 3.8%減の 56 万 5,350 円となっております。

続きまして、4 ページの「3. 市民総合体育館事業」でございます。

「ア. スポーツ及びレクリエーション事業、市民が参加及び体験する事業」でございます。自主事業 20、共催事業 4、他組織への協力事業 1 の合計 25 事業でございまして、事業内容別といたしましては、スポーツ及びレクリエーション活動の振興事業 10、市民が参加及び体験する事業が 15 となっております。

実施事業の詳細につきましては、16 ページから 19 ページに記載をさせていただいております。そちらをごらんいただけますでしょうか。子ども向け事業としては、18 ページのほうになりますけれども、番号



の 11 から 13、これが親子向けの事業、番号の 14 から 21 まだが小学生向けの事業でございます。このうち新規事業といたしましては、番号 17 の小学生高学年テニス教室と、番号 18 の小学生初心者水泳教室の 2 事業でございますが、特に小学生初心者水泳教室は、公立小学校が開催をする水泳教室に講師を派遣するという形で行った事業で、平成 28 年度では、五小、六小、七小の 3 校で実施をいたしました。ご好評いただきまして、平成 29 年度では、さらに二小と三小を加えて、全 5 校で実施をする予定でございます。

③の共催事業では、例年実施している事業でございますが、国立市体育協会との共催で、番号 22 のファミリーフェスティバル、番号 23 のくにたちウォーキングなどを実施いたしました。また、番号 25 ですが、実行委員会との共催でダンスコレクションも開催をいたしたところでございます。

次に、4 ページにまたお戻りをいただけますでしょうか。中段にございます総合体育館の「イ. 指定管理事業」ですが、平成 27 年度と比較いたしますと、個人利用では 1 万 3,632 人、12.9%増の 11 万 9,607 人、団体利用では 1,894 人、2.2%減の 8 万 3,369 人となりました。総合体育館全体の利用者数としてはかなり伸びているところではございますが、会議室の団体利用が減少したため、団体利用としては減となったところです。また、グリーンパスの利用者は 570 人、1.6%減の 3 万 5,197 人になっています。利用料収入では、平成 27 年度と比較して 342 万 7,837 円、10.6%増で、3,565 万 3,015 円でございます。そのうちグリーンパスの利用者の収入が 500 万 9,740 円でございます。利用者に対するサービス面では、平成 27 年度に引き続き、夜 10 時までの会館時間の 1 時間の延長試行を継続いたしましたけれども、平成 29 年度からは、試行ではなく本格実施とさせていただいております。

有料公園施設等の利用状況でございますが、テニスコートの利用率は 73.7%、野球場の利用率は 46.5%、サッカー場の利用率は 41.7%で、利用料収入といたしましては、平成 27 年度と比較して、7 万 3,750 円、0.4%増の 2,069 万 1,800 円でございます。

なお、3 館のさらに詳しい利用状況等については、24 ページから 31 ページに利用料収入、利用状況等のデータを掲載させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、4 ページの下段から 5 ページになりますけれども、「4. 共通公益事業」のアとして、市民のさまざまな団体の育成ということで助成事業を展開いたしました。10 団体に対して 134 万円の助成を行ったところでございます。また、引き続き、平成 27 年度から全面カラー化した広報紙「オアシス」の発行。さらにホームページの充実を行ってまいりました。助成事業及び広報紙「オアシス」に関しては、20、21 ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、5 ページ中段の「Ⅱ. 収益事業等」でございます。これまでと同様に、チケットの販売事業、飲料水、グッズ等の販売、体育用品の販売等々の事業がございました。

5 ページの下段から 6 ページになりますが、「2. その他の事業」といたしまして、敬老大会や成人式などへの施設の貸し付けを行ったところです。

最後に、「Ⅲ. 管理（法人管理事業）」でございます。理事会 4 回、評議員会 3 回、中間監査、決算監査、各 1 回、開催いたしました。

以上が、概括的な平成 28 年度の活動でございます。

次の 8 ページからが各事業の内訳となります。8 ページから 21 ページまでが自主・共催事業となっております。24 ページから 31 ページまでが指定管理事業の状況となっております。また、32 ページから 35 ページまでが、理事、監事及び評議員の名簿と、理事会、評議員会、監査の開催実績となっております。

なお、ページを少し戻りますけれども、22 ページ、23 ページに、各館及び総務課の総合的な評価というか、実情になってしまうのですけれども、それを掲載させていただいております。22 ページの芸小ホー

ルでは、事業については、全体としてはおおむね計画どおり実施して、できてきたところですが、施設設備面において、先ほども言いましたけれども、老朽化等により各種工事が発生したことについて、これも今後の課題と捉えているところでございます。

郷土文化館では、平成 24 年に出土した 4 本の石棒の展示について付帯設備の整理の必要性、それから、平成 28 年度に資料整理が終了した「医者本田の資料調査」について、企画展などに合わせて資料のさらなる詳細調査の実施、城山さとのいえとの連携などを課題として挙げております。

23 ページの総合体育館では、全体としては、事業、施設の利用者の伸びはあったものの、さらなる利用者増を目指して実施した無料券の配布という事業を行いましたけれども、その無料券の多くが既存の利用者の方が利用したという状況がございまして、新規の利用者拡大につながらなかったという現状がございました。それらを今後どうしていくのかということ課題として挙げております。

総務課では、広報紙「オアシス」のさらなる充実と財源確保のための広告掲載の努力の必要性を挙げております。

以上が事業報告でございます。

続きまして、平成 28 年度の決算について、ご説明をさせていただきます。決算書をご用意いただけますでしょうか。決算書を 2 枚おめくりいただきますと 1 ページがでございます。それが貸借対照表とその内訳ということになります。

「Ⅰ. 資産の部」で、「1. 流動資産」では、普通預金が 846 万 976 円、定期預金が 4,000 万円ということになっています。定期預金に関しましては、前年度と変化はございませんけれども、普通預金につきましては、国立市への返還金の減少や年度末の出金の関係で 755 万円ほど減少しております。未収金は 99 万 2,372 円で、これは 3 月末の利用料金の未収入額となっています。次に、前払金が 22 万 3,820 円で、これは 4 月公演分のチラシの印刷代や、平成 29 年度広告料等となっています。販売品につきましては、郷土文化館のブースということでございます。流動資産の合計が 5,200 万円ほどになっておりまして、前年度比で 700 万円ほど減少しておりますけれども、これは流動負債の未払いの減、先ほど言いました、主に国立市への返還金が減少したということに伴うものでございます。

次の「2. 固定資産」でございますが、(1) の基本財産につきましては、前年度と変化はございません。(2) 特定資産は 2 万 5,000 円増となっておりますけれども、これは寄附金によるものでございます。(3) その他の固定資産では、決算の 10 ページにその明細がありますが、300 万円以上のリース物件で、体育館の筋肉トレーニング機器一式など、5,327 万円ほどになっております。物件の償却が進んだことから、1,042 万 9,392 円の減になっています。

次に、「Ⅱ. 負債の部」でございますが、「1. 流動負債」の前受金は、芸術小ホールチケット代金や体育館の事業参加料など、201 万 9,246 円が計上されているところです。次の未払金の主なものは、指定管理料の精算返還金が約 515 万円及び 3 月分の委託料、嘱託委員報酬等、未払い分を含め合計で 3,767 万 9,756 円となっております。「2. 固定負債」につきましては、先ほど説明させていただきましたリース資産と同額が記載されております。負債合計は 5,989 万 2,615 円で、この資産合計から負債合計を引きますと、下から 2 行目の正味財産の合計の金額になりますが、3 億 2,573 万 4,782 円ということになります。

次の「Ⅲ. 正味財産の部」でございますが、指定正味財産が寄附金の 2 万 5,000 円を反映しておりまして、一般の正味財産については変化はございません。正味財産の合計は、先ほどの 3 億 2,573 万 4,782 円ということになっています。

2 ページ目の貸借対照表の内訳表でございますが、これは各会計別の内訳でございます。説明は省略さ

せていただきます。

次に、3ページ、4ページをお開きいただきまして、正味財産増減計算書でございますが、前年度との比較を中心に説明をさせていただきます。まず、「I. 一般正味財産増減の部」、「1. 経常増減の部」で、

(1) 経常収益でございますが、事業収益の2行目、国立市指定管理料収益が314万2,000円の増加をしております。この増の理由でございますが、主に3点ございまして、まず1点目が、芸小ホール、総合体育館の夜間の時間延長に伴うもので、シルバー人材センターや舞台操作、トレーニング室への委託料、それから嘱託員報酬の増ということでございます。2点目としましては、平成28年度から、中学校の学校開放の受付業務を始めたことによる増。3点目といたしましては、公共施設予約システムの本格導入に伴う人件費が増となったものでございます。

次に、そこから2行下になりますけれども、利用料金収益の増減欄でございます。310万円ほど増加していますが、これは主に総合体育館の利用者数がふえたことによるもので、特に個人の利用者の増加が目立っているということでございます。経常収益の合計は4億1,837万3,216円となりまして、前年度より約300万円、0.7%増ということになっています。

経常費用でございますが、3ページの中段からになります。事業費が昨年度より約966万円、2.4%ほど増加して、4億915万2,344円となっております。事業費の個別の科目によって増減がございましてけれども、増の部分といたしましては、まず3ページの事業費の中段ぐらいにございます消耗品費が608万円ほどふえております。これは主に総合体育館にかかるもので、卓球台を新しいものに入れかえたこと、それからトレーニング室のダンベルを新たに充実させたことなどによるものですが、結果的には、このような設備品の充実が、事業報告のところでも申し上げました体育館の利用者増にもつながっていると考えられるところでございます。

次に、消耗品費から2行下の修繕費でございますが、256万円ほどの増となっております。これは主に芸術小ホールと総合体育館の施設設備の老朽化によるもので、芸術小ホールでは、自動ドアの取りかえ、エントランススタイルの修繕、非常用自家発電設備の修繕、消火器等の消防備品の更新などでございます。総合体育館では、プールの天井パネルの工事、自動ドアの交換、それから芸小ホールと総合体育館は共通の修繕ということになりますけれども、館内の時計システムの改修、高圧引込みケーブルの更新工事、それから、芸小ホールと体育館の南側に地下へ続く階段状になっているところがございまして、その部分の芝生等の整備工事ということになっています。有料公園施設では、第三公園野球場のベンチ屋根改修や河川敷野球場のベース等の交換、テニスコートではフェンスの改修工事等を行っています。

下から7行目、租税公課でございますが、約180万円増となっております。これは消費税の増で、利用者増が大きな理由となっております。それから、下から4行目の委託費でございますが、約163万円の増となっております。これは先ほども申しましたけれども、芸術小ホール、総合体育館の開館時間の延長によるものと、古民家の開館時間延長によるシルバー人材センターへの委託料の増によるものでございます。

次に、4ページになりますが、上段の管理費につきましては、大きな増減はございませんでした。

(3) 返還金、国立市補助金返還金につきましては、今年度の国立市補助金返還金は8万1,579円となったところでございます。それより3行下の国立市指定管理料返還金につきましては、先ほど申しました消耗品費、施設等の修繕費、消費税、委託費の増など事業費全体として増となったことから、昨年よりも631万1,151円減の515万195円となったところでございます。返還金全体といたしましては、3ページ中段太枠の経常収益計4億1,837万3,216円から、それから2行下の事業費の合計額4億915万2,344円を引いて、さらに4ページの1行目、管理費の合計388万8,976円、それから法人税の7万円、それらを

引きますと、4ページの(3)返還金の金額526万1,896円となります。これが国立市への返還金の総額ということになります。

4ページの下から2行目、「Ⅱ. 指定正味財産増減の部」の指定正味財産期末残高は、寄附金2万5,000円が増となり3億1,420万1,892円となりました。

最終行の「Ⅲ. 正味財産期末残高」では、同じく2万5,000円増加して3億2,573万4,782円となっております。これは貸借対照表の正味財産の合計の金額と一致しているというところでございます。

次の5ページ、6ページは、会計別の正味財産の増減計算書になっております。公益目的事業会計の経常収益計と経常費用計は、それぞれ4億344万6,842円と同額になっておりまして、収支相償ということになっています。

また、公益目的の事業費は、全会計のうちの96.4%となっているところでございます。

それから一般正味財産、これは遊休財産でございますが、6ページの下から8行目、一般正味財産期末残高の合計ということになりますが、1,153万2,890円ということで、公益事業総額の4億344万6,842円を超えておりませんので、公益法人上の基準をクリアしているということになっています。

次の7ページ、8ページは、正味財産増減計算書の内訳表となっておりますので、ごらんいただければと思います。

次の9ページからは、財務諸表に対する注記でございます。9ページ、「2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」で、当期増加額としては、先ほど言いました2万5,000円を計上しておりまして、これは寄附によるもので、特定資産としてアートビエンナーレ事業預金の当期増加額としております。

10ページの「4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」は、リース資産として7点ございます。ワゴン車、総合体育館コードレスバイク一式等を計上しておりますが、郷土文化館の常設展示室映像システム一式については、当期において償却が終了いたしました。

最終の13ページ目は財産目録になっております。貸借対照表の科目について、それぞれの資産、負債の額がどのような目的で、どこに保管されているかを示しております。いずれも公益目的財産と位置づけまして、運用益を公益目的事業の財源として使用しております。また、最終ページには、監査報告書もつけさせております。

平成28年度事業報告、決算についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 最後の基本財産が、銀行に2億円と1億円、合計で3億円あります。これは、今、銀行の定期預金というのは、利息がないに等しいわけですから、本来ならば運用すべきものです。したがって、これが3億円あると、例えば2億円を市に返還する。ただ貯金して、定期預金にして置いておくというのはいないわけで、そういう意見はないのですか。

○【是松教育長】 高橋事務局長。

○【高橋事務局長】 実は、先日、5月に行われた監査でも同様の指摘がございました。市から、3億円の出捐をしていただいて、その部分については手をつけずにこれまで財団の運営を行ってきております。この3億円については、ある意味、眠ってしまっているお金でございまして、そのときに監査の監事さんから出た意見としては、例えばですけれども、2億円を市に返して、残りの1億円で事業を展開したらどうかという意見もございました。ですから、それに関しては、市とのご相談ということにはなりますけれ

ども、この3億円自体は今、全く使われていないお金です。これをどうするかについては、市と話をしたいとそのときはお答えさせていただきましたが、今、委員がおっしゃったように、そういうご指摘は確かにございました。

運用としては、市に準じておりますので、あまり危険のある運用はできないということで、定期預金という形にしているところでございます。

○【嵐山委員】 私の意見としては、国立は黒字の自治体はでないのですから、ただ貯金として、埋蔵金として3億円あるのだったら、2億円を市に返して有効に使う方法も検討していただきたいと思います。

○【是松教育長】 高橋事務局長。

○【高橋事務局長】 税理士の方からご指摘があったのですけれども、例えば1億円を残したときに、法人税がかかってしまう可能性もあるので、その辺はきちんと調べて運用したほうがよろしいですよというご意見はいただいています。

○【嵐山委員】 そうですね。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成28年度事業報告及び決算についてを終わります。

高橋事務局長、ご報告ありがとうございました。

○【高橋事務局長】 どうもありがとうございました。失礼いたします。



○議題(3) 議案第30号 国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第30号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第30号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について、ご説明をいたします。

本議案は、平成29年7月1日付の国立市の組織改正にあわせ、教育委員会の組織を改正するため、提案するものです。

議案を3枚おめくりいただき、A4横判の新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後となっております。1ページ目、第2条のアンダーラインを引いた部分をごらんください。生涯学習課をこれまでの1係から2係とし、社会教育・文化財担当と社会体育担当をそれぞれ新たに設置いたします。

1枚おめくりいただき、2ページ目をごらんください。こちらは第5条となっております、それぞれの課の分掌事務を規定しておりますが、生涯学習課の係が変更になったことに伴い、これまでの事務を二つの係に振り分けるとともに、細かな文言整理をしております。

次の3ページをごらんください。社会体育担当の所掌事務に、第8号として「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に関すること」という規定を新たに設け、オリンピック・パラリンピック関連業務を生涯学習課の所掌事務に新たに位置づけております。

最後に表の一番下、付則でございます。市全体の組織改正にあわせ、施行日を7月1日としております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 では、議案第 30 号、国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題（４） 議案第 31 号 国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 31 号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 31 号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について、ご説明をいたします。

本議案は、教育委員会から教育長への委任事項から除外されております委員委嘱事務等について、条文の規定を整理し、今後の改正の手間を省くことで事務の効率化を図るため、提案をするものです。

改正内容を説明いたします。議案を 2 枚おめくりください。A 4 横判の新旧対照表となっております。第 2 条において、教育委員会から教育長への委任事項から外れる事項を各号において列記しております。今回の改正は、(9)、9 号以下となります。第 9 号において、右側の改正内容をごらんいただくとわかりますとおり、これまでは附属機関等の委員などを列記し、その委嘱について教育長への委任事項から除外をしておりました。今回、新たに設置された（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会委員の委嘱に当たり、従前の規則に基づき処理をするとなると、第 9 号に当該委員を追加する改正をする必要がございました。このように旧規則の規定では、今回のように新たな附属機関等が立ち上がるたびに第 9 号を改正する必要があり、事務的にも効率的ではないということがございました。よって、表の左側のように、附属機関の委員などの報酬について定めております、国立市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、第 2 条を引用する形に規定を整理いたしました。附属機関の委員などが新たに設置された場合については、引用している非常勤特別職報酬条例が必ず改正をされますので、今後、今回のようなケースについて、本規則の改正は原則不要となります。また、この第 9 号の改正により、これまで第 10 号に規定しておりました校医、薬剤師の委嘱につきましても第 9 号で拾えることとなるため、第 10 号を削除し、それ以下の号をそれぞれ繰り上げております。

最後に、2 ページ目、最後の付則において、施行日を平成 29 年 6 月 1 日としております。

説明は以上です。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 31 号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題（５） 議案第 32 号 第 22 期国立市社会教育委員の会への諮問について

○【是松教育長】 次に、議案第 32 号、第 22 期国立市社会教育委員の会への諮問についてを議題といた

します。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、議案第 32 号、第 22 期国立市社会教育委員の会への諮問について、ご説明いたします。

2 枚目をお開きください。諮問書です。

社会教育法第 17 条第 2 項の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく別紙理由を添えて諮問いたします。

記、「生涯学習振興・推進計画について」。

諮問の理由は、本日配付しております「理由書」をごらんいただきたいと思います。

国立市教育委員会では、平成 18 年の教育基本法改正によって明記された生涯学習の理念や平成 25 年に提出された第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会「議論の整理」を受け、生涯学習社会の実現のためには、施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に進めていく必要があることから、第 21 期国立市社会教育委員の会に対し、「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」について諮問いたしました。

この諮問内容について、第 21 期国立市社会教育委員の会で 2 年間審議が行われ、平成 29 年 4 月 25 日、答申を提出いただきました。

答申には、市内のさまざまな団体等へのアンケート調査やヒアリング調査の結果も参考にし、「国立市における生涯学習推進の課題」、「基本的方針として重視すべきこと」、「基本施策、及び重点施策として推進すべきこと」等が明記されました。

この答申を受け、国立市教育委員会では、「(仮称) 生涯学習振興・推進計画」の策定に着手します。今後、国立市教育委員会が作成する「(仮称) 生涯学習振興・推進計画」の骨子や素案等の内容について、また、計画内容に関連する事項について、都度、ご意見をいただきたく諮問いたします。

以上、諮問書となります。

なお、第 21 期国立市社会教育委員の会の答申、「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」は、後ほど報告事項 3 で概要を報告させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 私自身がよく理解できていないのですが、この諮問だと、毎回、案を委員会に出して、それについて意見を求めるような形でやっていく格好になるのでしょうか。

○【是松教育長】 津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 今後、教育委員会で庁内における「生涯学習振興・推進計画」をつくるような検討会を立ち上げていきたいと考えております。その検討会で出された意見あるいは状況を、この社会教育委員の会にご提示しながら、意見が足りているとか、こういう観点はどうかと、そういう部分につきまして、ご意見をいただきたいという形で進めさせていただけたらと考えております。

○【山口委員】 わかりました。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決に入らせていただきます。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 32 号、第 22 期国立市社会教育委員の会への諮問については可決といたします。



○議題（6） 議案第 33 号（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会への諮問について

○【是松教育長】 次に、議案第 33 号、（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会への諮問についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 議案第 33 号、（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会への諮問について、ご説明いたします。

1 枚目おめくりください。諮問書です。

（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴委員会のご意見を伺いたく諮問いたします。

「1. 諮問事項」、（仮称）国立市文化芸術振興条例素案について。

「2. 諮問理由」、国立市は「文教都市くにたち」として、文化芸術に関心が高い市民が集い、その市民による活発な文化・芸術活動が展開されてきました。

今後、いっそう文化・芸術活動を充実させ、市民に身近なものとしていくためには、実効性のある計画を策定する必要があります。そして、そのためには、国立の特性に応じた文化芸術の振興について、目的や基本理念を明らかにした上で、市民及び行政の役割、重点施策や推進体制のあり方等の基本事項を示す条例を策定する必要があります。

つきましては、各々の分野にご精通された皆様の知見を賜りたく（仮称）国立市文化芸術振興条例案について、ご検討いただき、ご答申願いたく、貴委員会に諮問するものです。

以上、諮問書となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第 33 号、（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会への諮問については可決といたします。



○議題（7） 報告事項 2）平成 28 年度教育委員会各課の事業総括について（教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）

○【是松教育長】 次に、報告事項 2、平成 28 年度教育委員会各課の事業総括についてに移ります。

教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

初めに、教育総務課事業について。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、教育総務課の平成 28 年度主要事業の総括につきまして、ご報告いたします。資料に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに 1 の（1）ですが、総合教育会議の開催です。平成 27 年 4 月の教育委員会制度改正により設置することとされた総合教育会議について、市長部局の事務を補助執行するという形で、教育総務課におい



て、開催、運営いたしました。開催日、協議・調整事項につきましては、資料に記載のとおりです。

(2) ですが、平成 27 年度国立市教育委員会の活動の自己点検・評価の実施です。報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき作成するとともに、平成 28 年 9 月開催の第 3 回市議会総務文教委員会にて報告をいたしました。

(3) 学校事務指導・支援業務については、記載の説明会、市事務職員会を開催し、学校事務職員をサポートいたしました。

(4) の教育広報紙「くにたちの教育」については、年 4 回、5 月、8 月、12 月、3 月に発行。全戸配布するとともに、あわせて視覚にしょうがいのある方を対象として、音訳版「くにたちの教育」を作成しております。

(5) の就学援助手続については、要保護、準要保護をあわせて、小学校 400 人、中学校 265 人を認定いたしました。なお、資料に記載がございませんが、平成 28 年度の要保護、準要保護をあわせた認定率は、小学校 12.61%、中学校 19.24%で、平成 27 年度と比較し、小学校 0.82%の減、中学校 0.88%の減となっております。

(6) については、記載の定期健康診断を実施いたしました。

(7) 通学路安心安全カメラの設置については、東京都の補助金を活用し、市内の通学路 40 カ所に安心安全カメラを設置し、平成 28 年 10 月より稼働を開始したところとなっております。

(8) 学校施設安心安全カメラの更新については、現在、学校の施設内に設置している安心安全カメラについて、設置から 10 年程度経過し老朽化が進んでいることもあり、市内全小・中学校において、通学路同様、都の補助金を活用し、機器の更新を行いました。

(9) については、各学校・保護者・地域・警察・市の職員等、総勢 40 名ほどが一堂に会しまして、通学路の見守り情報交換会を開催し、七小見守り会の活動報告や警察からの情報提供、地域同士の情報交換などが活発に行われ、参加された方からは、大変好評をいただいたところです。

次に、「2 その他庶務業務」です。12 回の教育委員会定例会を開催し、会議録を公開いたしました。

また、各学校へ配置しております事務嘱託員、用務嘱託員の人事管理関連業務を行ったほか、学校配当予算の執行管理を行いました。

「3 課題」となりますが、3 点ございます。

1 点目は、教育委員会活動の点検・評価についてです。昨年度までの評価方法で 5 カ年程度評価を行ってきたところであり、教育委員会や議会でよりよい評価方法の検討についてご提案をいただいていることもあり、ここでよりわかりやすい評価方法について検討し、今年度作成する点検・評価報告書へ反映させてまいりたいと考えております。

2 点目は、学校施設の更新についてです。耐用年数が迫ってきている学校施設もあることから、平成 28 年度に策定された国立市公共施設等総合管理計画や今後策定作業が進んでいく市全体の公共施設に関する計画である国立市公共施設等再編計画と整合性を図りつつ、建てかえに向けた検討を進めてまいります。

3 点目は、就学援助事業についてです。準要保護認定者の新入学用品費の支給時期について、要保護に対する国の補助の動向を踏まえた上で、現在の入学後の 8 月から入学前の時期に支給時期を変更することについて、国立市において実施するかどうか、他市の状況も参考にしながら検討したいと考えております。

平成 28 年度の教育総務課に関するご報告は、以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

山口委員。

○【山口委員】 課題のところに出ていた点検・評価に関して、見直していきましょうという話が出ていました。時間的にも結構タイトかなと思うので、しっかりお願いをしたいと思います。以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。

それでは、続いて建築営繕課事業について。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 行政管理部建築営繕課の平成 28 年度事業の総括について、ご報告いたします。

平成 28 年度に実施した「小・中学校施設整備事業」は資料に記載のとおりですので、そのうち主な工事についてご説明をいたします。

1 の（１）、（２）に記載のあります小・中学校各 1 校につきまして、夏休み期間等を利用し、校舎の天井や照明器具などの非構造部材の耐震化工事の第 1 期工事が完了いたしました。平成 29 年度においては、第 2 期工事を実施してまいりたいと考えております。

（３）の小中学校女子トイレ洋式便器取替工事については、小学校低学年女子トイレ及び中学校女子トイレ等の洋式化を引き続き進めました。今後も洋式化率 50% を目標に事業を進めてまいります。

（６）の第三小学校校庭芝生化整備工事につきましては、夏休み等を利用し、第三小学校中庭 627 平米の芝生化を実施し、平成 28 年 9 月 17 日に完成セレモニーが開催されたところです。

（８）の第三小学校、第七小学校特別支援教室改修工事につきましては、平成 29 年度からの特別支援教室開級に向け、必要となる教室整備を行ったところです。平成 30 年度より市内全小学校において、特別支援教室が開級できるよう、平成 29 年度は残りの小学校において教室整備を行います。

（９）の第二中学校太陽光発電設備設置工事につきましては、災害発生時に停電した場合でも、校舎や体育館に最低限の電力を供給できるよう、第二中学校の屋上に太陽光パネルを設置いたしました。

2 の「課題」ですが、喫緊の課題としては、校舎非構造部材の耐震化や便器の洋式化がございませう。

また、次に記載がございませう学校施設の老朽化対応につきましては、先ほど教育総務課の事業総括で報告しました内容と同じ趣旨となっております。

学校施設のハード面におきましては、長期的、短期的に見ても課題がさまざまございませうが、今後も教育総務課、建築営繕課など関連部署間で連絡を密にし、教育環境の充実に向け対応してまいりたいと考えております。

平成 28 年度の建築営繕課に関するご報告は以上でございませう。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等をお願いしませう。

それでは、続いて教育指導支援課事業について。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、平成 28 年度教育指導支援課事業の総括について、主なものをご説明申し上げます。

大きな I 番『命の教育』推進事業です。平成 28 年度は、特にいじめ防止対策にかかる事業を推進いたしました。中学校のいじめ防止プログラムは、これまで 1 年生を対象に行ってききましたが、平成 28 年度は 3 年目ということになりましたので、ここで全ての学年の生徒がいじめ防止プログラムを経験したことになります。「スクールバディ」も先輩から後輩への伝達等がなされまして、いじめの未然防止の取り組みを年間通して進めてまいりました。小学校では、全ての公立小学校で「弁護士によるいじめ防止授業」を実施し、主に 6 年生が受講いたしました。そのほか、「情報モラル推進校」、「道徳教育推進拠点校」、それから「安全教育推進校」等、指定校を中心として、命や心の教育の充実を図ったところでございませう。

大きなⅡ番「学力・体力向上事業」です。放課後学習支援教室について、三小と五小が開室し、全ての公立小学校での開室が実現いたしました。参加児童のうち約90%が「自分は成長できた」と回答してございます。また、平成28年度は、全校が「オリンピック・パラリンピック推進校」の指定を受け、それぞれ実践を積み上げました。年度末には、今後につながる年間指導計画の作成を全校で実施してございます。

大きなⅢ番は「特別支援教育推進事業」です。平成28年度は、国立第二小学校に固定の情緒しょうがい等特別支援学級を開級いたしました。当初、指導を軌道に乗せることは難しさがありましたけれども、実態に応じた指導について試行錯誤を重ね、一定の体制が整いつつあります。

平成27年度から整えてきました「はじめまして、うちの子紹介シート」は、検討会を経て改訂し、説明会等も開催したところ、利用率が向上してまいりました。学校生活支援シートの作成は、全ての学校で実施し、意図的、計画的な支援の充実を図ってございます。特別支援教室について、平成29年度からの先行実施を踏まえ、ガイドラインを策定いたしました。三小、七小の先行実施を踏まえて、今後、改訂してまいります。

大きなⅣ番、「学校組織力向上・人材育成事業」についてです。平成28年度、特に英語教育の充実を図りました。市教委訪問でも時間を多く取って参加していただいたところですが、英語教育推進リーダーを活用して研修等の実施を進めてまいりました。また、組織力向上に関係しまして、スクールソーシャルワーカーを2名体制といたしまして、家庭への支援のさらなる充実を図ったところでございます。

大きなⅤ番、「保護者・地域・関係機関等との連携事業」についてです。新しい取り組みといたしまして、「幼・保・小 園長校長連絡協議会」を実現いたしました。管理職同士の交流を通しまして幼・保・小の敷居を低くして、今後の連携を進めやすくしてございます。

「課題」といたしましては、英語教育を初めとした次期学習指導要領の改訂に向けた準備でございます。こちらのほうは、さまざまに課題がございますけれども、一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えてございます。また、あわせまして合同研のあり方についても検討が必要な時期となっておりますので、検討会等で検討してまいります。

2点目、一人一人の人權が尊重される学校づくりの推進と中学校「いじめ防止プログラム」にかわる取り組みの推進でございます。こちらのほうは、ここでNPO法人への委託業務は一定程度終了いたしますので、今後は、地域の教育力を活用した「スクールバディ」サポートという形に移行してまいります。

3点目、平成30年度の小学校全校実施となる特別支援教室の充実に向けての諸準備でございます。こちらは、検討委員会等を含めまして、全ての学校で円滑に実施が進められるよう準備を進めてまいります。

平成28年度の教育指導支援課事業の総括は以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

高橋委員。

○【高橋委員】 小中学校合同事業研究会のあり方を検討するということですので、期待しております。特に今、小学校で英語教育を実践している中で、中学校では英語の授業と小学校と、その橋渡しがどのように行われていくのか。中学校の英語の教師が、植木指導主事はいつも見えていますけれども、中学校のふだん行っている英語の先生が、小学校の英語の授業を見て、どのように感じて、そして、中1を受け入れたときに、どのように進めようとしているのか。今まで行ってきた経験だけではうまくいかないと思いますし、また、それを受け入れる受容力といいますか、中学校の英語教師にそういう意識がどれくらいあるのか、その辺の手応えというのをいずれかの時期にお話ししていただければと思います。以上です。

○【是松教育長】 ご要望ということで承ります。しかるべき時期よろしくお願いたします。

ほかにかがででしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 「学力・体力向上事業」の1番、放課後学習支援教室のところで、子どもたちの9割は成長ができたと思っていると説明されていましたが、研修会や連絡会は継続的に実施されているのですか。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 研修会につきましては年度当初に1回、これは全指導員を集めて実施してございます。今年度も実施させていただきました。連絡会につきましては、年間で4回、主に年度当初と学期の途中1回ずつという形で、これはリーダーを集めてお互いの学校の進捗状況などを報告し、こちらから必要なサジェスションをしているところでございます。以上です。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 次の行に「都立国立高等学校生徒を活用した補習教室」ということですが、これは全校で活用しているのでしょうか。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 こちらは中学校3校、全校で実施してございます。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 ここに大きく書かれていると、結構活用されている雰囲気になる。多分夏休みとか、ごく一部になりますよね。

○【荒西指導担当課長】 はい。

○【是松教育長】 よろしいですか。

山口委員。

○【山口委員】 5番の二つ目の○の初任者研修における「夏のボランティア」の参加というのを具体的に聞かせてください。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 初任者研修については、課題別研修といたしまして、これまで企業研修に全ての初任者をあっせんしていたところでございますけれども、市内の社会福祉協議会に協力を要請いたしまして、初任者の一部、希望する者については、市内のボランティア活動ということで、高齢者施設、しょうがい者施設等の支援施設で、ボランティアに参加させていただいているということを平成28年度から開始したところでございます。以上です。

○【山口委員】 非常にいいと思いますので、頑張ってください。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 一つ、また質問です。四小のコーディネーショントレーニングの拠点校は、その後は何か活用される流れにはなっているのでしょうか。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 四小のコーディネーショントレーニングの地域拠点校につきましては、昨年度末に、拠点校の発表という形で全ての小学校の代表の先生方を集めまして伝達講習を行ったところです。今年度も国立第四小学校は拠点校に指定されてございますので、昨年度の実績を踏まえまして、さらに授業の中でどのような実践ができるかという、その実践を積み上げるようお願いしているところでございますので、その成果をまた年度末に発表していただくことになってございます。以上です。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【高橋委員】 要望なのですが、いいですか。

○【是松教育長】 高橋委員、どうぞ。

○【高橋委員】 市教委訪問したときに、私たちは、子どもたちの運動している様子、どのような運動をしているのか、その様子を見たいのでサーッと駆け足で回る今までのスタイルから、少し絞っていただいて、子どもたちがこういう運動をしているのだという場面を体育の授業を公開するわけですから、そのところを一工夫してほしいなど。要望です。よろしくお願いします。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 現状、市教委訪問で外に出るといふこともあるので、一番最初に校庭が回ってくる場合があるので、それだと準備運動のところで終わってしまうことがありますので、メインの活動が参観できるよう配慮するような形で学校にはお願いしていきたくと思います。

○【是松教育長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて生涯学習事業に移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の平成 28 年度の事業総括をいたします。

「1. 社会教育推進への取り組み」についてです。

第 21 期社会教育委員の会は、諮問「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」、毎月討議を重ね、平成 29 年 4 月 25 日に答申を提出いただきました。この答申を受け、庁内で「(仮称)生涯学習振興・推進計画」の策定に着手してまいります。

(2) 出前講座「わくわく塾くにたち」については、講座の見直しや、講座資料を市ホームページで紹介するなど内容を充実しましたが、実施件数、参加者ともに昨年とほぼ同じ数値となりました。

(5) 「くにたちアートビエンナーレ 2017」事業への支援についてです。2 回目となる今回は、さくら通りを設置場所とする野外彫刻展を事業の柱とし、「くにたち童謡歌唱コンクール」、ピアノを屋外に設置し、誰もが演奏できるイベント「Play Me, I'm yours」等を実施していくこととしました。

現在、くにたち文化・スポーツ振興財団では、事業の詳細内容の最終調整をしていますので、決定次第、庁内でも事業支援できるよう体制を構築してまいります。

(6) です。今年度実施予定の芸術小ホール・総合体育館の外壁等改修工事に向け、平成 28 年度は点検工事などを実施しました。平成 29 年度は、市制施行 50 周年ということで、秋に式典等、イベントがあるため、外壁等改修工事は平成 30 年 1 月より行う予定となっております。

「2. 文化財保存への取り組み」についてです。文化財保護審議会を開催し、市登録文化財として、本田家旧所蔵篆刻印（主屋内）1,230 顆、円成院跡（観音堂跡・稻荷社）及び矢沢家墓所の 2 点を追加いたしました。

(2) 緑川東遺跡出土の石棒ですが、平成 29 年 3 月 10 日に、文化庁の諮問機関である文化審議会から、文部科学大臣に重要文化財に指定するよう答申がなされました。市が所有する文化財としては初めての重要文化財となり、この PR のため、平成 29 年 10 月 7 日から、郷土文化館で企画展を開催するほか、講演会、体験学習会などを開催し、文化財の普及啓発を図ってまいります。

(3) 本田家文化財です。国登録文化財になる本田家住宅主屋及び薬医門並びに建物内の資料を市の貴重な文化財として活用し、後世に残してほしいため寄附の申し込みがあり、市として受け入れ、平成 28 年度は土地の測量委託を実施しました。平成 29 年度は、市の貴重な文化財として適切に保護し、また活

用していくための保存活用計画の策定に着手してまいります。

(5) 旧国立駅舎再築事業につきましては、国立駅周辺整備課が主管課で進めておりますが、現在、再築していくための実施設計を行っております。旧国立駅舎は、文化財として再築していきますので、引き続き文化財保護審議会の協議等を進め、平成 31 年度の完成を目指してまいります。

「3. 成人式の取り組み」についてです。例年どおり、新成人による成人式準備会を立ち上げ、式典の構成を検討し、「Letter to your 20self」と称した映像を上映しました。参加者は 479 名、参加率は 55.3%となりました。

裏面に移ります。「4. 社会体育推進への取り組み」についてです。

スポーツ推進委員定例会を開催し、小学生の初心者水泳教室、ファミリーソフトボール教室、スポーツ子どもの日などの事業を開催しました。今年度も東京女子体育大学や多摩障害者スポーツセンターなど、市内の機関と連携していく視点を持ち、事業展開してまいります。また、しょうがい者スポーツへのさらなる理解普及のため、新たにボッチャ競技の事業、車椅子バスケットボールの観戦事業に取り組んでいきたいと考えております。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、さまざまな事業を展開し、より一層の機運醸成を図ってまいります。

(3) の学校施設の開放は、新たに第三中学校校庭の夜間開放を開始し、年間延べ 4,210 名の利用がありました。

(4) です。利用者の利便性向上のために導入した施設予約システムですが、先ほど文化・スポーツ振興財団の報告でもありましたとおり、現在、利用者から大きな不服もなく、順調に進んでおります。

「5. 課題」です。今まで話をしていなかった(2)(仮称)国立市文化芸術振興条例の制定に向けた取り組み、(7)くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、くにたち市民総合体育館の管理運営についてです。(2)につきましては、議案第 33 号、(仮称)国立市文化芸術振興条例検討委員会への諮問についてで触れましたが、今年度、国立市における文化芸術の持続的な振興を図るための条例の制定を目指します。また、条例を可決いただいた後の話にはなりますが、実効性のある計画策定に着手できるよう、準備を進めてまいります。(7)につきましては、利用者の利便性を高めるため、芸術小ホール、総合体育館は夜 10 時まで、古民家は午前 9 時から午後 5 時まで、開館時間の延長を平成 29 年度より本格実施しました。また、施設予約システムも稼働しました。引き続き、利用者の視点を持って施設運営するよう、くにたち文化・スポーツ振興財団と協議しながら進めます。また、芸術小ホール、総合体育館の外壁改修工事も円滑に実施できるよう努めます。

以上、生涯学習課の事業総括です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に学校給食事業について。

吉野給食センター所長。

○【吉野給食センター所長】 それでは、給食センターの平成 28 年事業の総括について、報告させていただきます。

まず大きな 1 番、「食の安全安心の確保」でございます。(1)にありますように、良好、安全な食材の調達を目指し、生鮮食品につきましては、基本的に国内生産のもので産地が明らかなものを使用いたしました。また、地場野菜の取り入れも推進しました。平成 28 年度につきましては、1 万 7,842 キログラム、野菜全体使用量の 15.13%となっております。NPO 法人地域自給くにたちと毎月の食材について、何が供給できるかということをご相談させていただいた上で、供給量を決めているところでございますけれど

も、年によりまして、作づけ状況等の変動があり、農家の件数も数が限られているところもございますけれども、今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。

(2)の放射能への対応でございます。引き続き外部機関による放射能検査の実施、また給食センターに設置しております放射能測定器による独自の放射能検査の実施を図ったところでございます。あわせて食材の産地、放射能測定の結果を保護者等に随時公表しているところでございます。

(3)給食の充実では、旬の食材を使用いたしまして、季節を感じる給食の提供に努めたところでございます。また、米飯給食の拡大に努め、週3回以上の実施を目指しました。平成28年度につきましては、小学校が週3.25回、中学校は週3.39回ということで、いずれも目標は達したところでございます。

(4)食物アレルギーへの対応では、献立内容の詳細資料や食材の成分関係資料の提供に努めてまいりました。また、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、学校、保護者との情報共有を初めとした連携体制を図っているところでございます。

裏面に移りまして、(5)衛生管理の徹底についてでございます。引き続き職員に対する衛生講習会の実施、職員の細菌検査の実施をいたしました。

次に、大きな2番、「食育の推進」でございます。

(1)食に関する理解の促進につきましては、食材の献立のメモを情報提供として出しております。

(2)学校との連携といたしましては、食育関連授業の牛乳飲用の習慣定着につながる取り組みとしまして、日本乳業協会により講師を派遣し、平成28年度は全6校で出前授業を行いました。

次に、大きな3番、「円滑な運営管理の実施」でございます。

(1)給食費徴収事務につきましては、引き続き未納入の給食費が発生しないように、資料最下段に表を記載しておりますように、給食費徴収の徹底を図ったところでございます。

(2)各種委員会の運営では、委員会やその他の委員の皆様にご意見をいただき、各種委員会及び給食センターの訂正かつ円滑な運営に努めたところでございます。

(3)です。安全管理の徹底につきましても、引き続き給食の提供に支障が生じないよう、安全管理の徹底を図るべく進めたところでございます。

最後に、(4)施設設備の維持、改善でございます。施設整備の維持、改善に努めると同時に、老朽化した給食センターの施設整備のあり方につきましては、給食センター更新計画に関する検討部会にて検討を行いまして、平成28年11月に、国立市立学校給食センター整備基本計画を策定いたしました。

資料には記載がございませんけれども、平成29年度の課題といたしましては、施設の建てかえの案件に関し、用地取得等を引き続き進めてまいります。また、再整備までの間、給食の提供に支障が生じないよう整備の維持、管理に取り組んでまいります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】説明が終わりました。ご質問、ご意見等をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続いて公民館事業について。

石田公民館長。

○【石田公民館長】それでは、公民館事業の総括をご報告申し上げます。

1番、「公民館運営審議会運営事業」につきまして、公民館の民主的な運営を図るため、公民館運営審議会が設置されており、公民館事業の調査や審議を行いました。平成28年10月末には、国立市公民館における事業評価のあり方についての答申が提出され、現在、新たに第31期公運審が公民館事業の調査や審議を行っております。

2番、「主催学習事業・会場提供事業」につきまして。

(1) 昨年度に引き続いて、自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業を行っており、家族や関係者などに向けた講演会やワークショップを開催いたしました。また、外国にルーツを持つ中学生や高校生などを対象として、学習支援を実施しております。

(2) 若者支援事業では、NHK学園を会場にして、地域で子どもたちの課題に取り組んでいる教育や福祉の関係者とつながるワークショップを開催。人権講座では人権週間を中心に、市役所市長室の男女平等・人権・平和担当と連携した講座を開催しました。近現代史講座や大学院生講座、大学連携講座では、一橋大学の教授や教員、大学院生を講師に招いた講座を実施し、他部課や他機関と連携した事業を展開しております。平成29年3月26日付で、一橋大学大学院言語社会学研究課と国立市公民館が覚書を取り交わしまして、相互の密接な協力と連携を図るため、社会連携に関する覚書というのを締結いたしました。継続した交流や連携が図れるものと期待できております。

(3) 若者支援事業や介護講座、多文化共生講座や、人権、平和、環境講座などさまざまなテーマの講座を開催し、市民ニーズに沿った企画を実施いたしました。

(4) 高齢社会の映画講座では、講座から誕生した市民実行委員会とともに、月1回の企画会議を経て、介護体験を聴く・語る会を開催、同時に市民実行委員会がドキュメンタリー映画会を開催、地域史講座では、市民の自主グループ「国立まなびあるきの会」を案内役にフィールドワークを展開し、地域の仲間づくりや市民相互の交流を図りました。

大きな3番、「広報発行事業」につきましては、公民館広報「くにたち公民館だより」が多くの市民に親しまれ、講座関連情報や、広報紙が広く学習の素材となるよう、毎月1回、市民委員を交えて編集研究委員会を開催しております。市民とともに紙面づくりへの工夫を凝らしました。また、公民館事業周知のために、市内各所にある広報掲示板を積極的に活用しております。

大きな4番、「公民館図書室運営事業」につきましては、限られた開架スペースを有効に活用するため、新着図書や主催事業に関連する図書の展示を工夫いたしました。また、毎月「図書室月報」を700部ほど発行し、関係する公共機関におきまして、図書室と利用者との本を通じたつながりを醸成いたしました。

大きな5番、「公民館施設維持管理事業」につきましては、市内唯一の公民館として市民の利用が損なわれないよう、建物や附帯設備について維持管理に努めました。備品については、1階市民交流ロビーの机を購入、音響アンプや正面玄関脇の冷水器の故障に伴う買いかえなど、市民の利便性を向上させました。

また、記載はございませんけれども、平成28年度は、東京都公民館連絡協議会において、12自治体の会長兼事務局として、都公連の事務を無事に1年間とり行ってまいりましたことを報告いたします。

最後に、6番の「課題」でございます。社会教育施設及び市民のための学習拠点として、より多くの市民に活用されるように、現代的な課題や時事の問題を取り上げるなど、市民ニーズに沿ったさまざまな事業を展開していかなければならないと考えてございます。そのためにも、公民館職員としての力量を形成できる方法の一つである東京都教育庁、あるいは東京都公民館連絡協議会などの開催する各種事業、研修や研究大会にかかわり、講座の企画や事業の連携方法を習得し、職員としての能力をさらに研さんしていかなければならないと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、よろしいですね。

それでは、最後になります。図書館事業について。

尾崎図書館長、お願いします。



○【尾崎図書館長】 それでは、図書館の平成 28 年度の事業総括について、ご報告いたします。

初めに、資料の冒頭、「平成 28 年度事業計画の総括」と書いてありまして、申しわけございません。「計画」の文字は誤りですので削除をお願いいたします。

それでは 1 番目、「図書館協議会運営事業」です。図書館の民主的な運営及び市民による図書館づくりを図るため、図書館協議会を 8 回開催しました。10 月には、第 20 期図書館協議会の報告と提言をいただきました。11 月にそれを教育委員会定例会に報告し、第 21 期の図書館協議会が同月発足いたしました。

2 番目の「資料貸出閲覧事業」でございます。利用者登録、貸出、返却、予約、相談受付等の業務を行いました。また、市民の幅広い読書要求に応えるための選書、蔵書の管理を行いました。図書館システムの適正な運用及び図書データの置換作業を行いました。8 月には、中央図書館集会室に公衆無線 LAN を設置いたしまして、図書の検索及び調べ学習等の環境を整備いたしました。

3 番目の「児童サービス事業」です。「第二次国立市子ども読書活動推進計画」に基づきまして、子ども読書活動を支援いたしました。具体的には、学校お話し会、絵本の読み聞かせ活動、ブックスタート事業などを行いました。小学生向けブックリスト「よんでみようかな」の改訂版を 12 月に発行いたしました。また、7 月から 3 月、ブックマラソンで 52 名の小学生に「読書名人」の賞状を授与いたしました。

4 番目の「ヤングアダルト事業」です。中央館、分室等の YA コーナーの充実と、YA 向けの図書の購入などを行いました。3 月には、年 1 回のワークショップ「動く紹介しおりを作ろう」を実施いたしまして、その後、中央図書館、公民館等で「しおりバトル」という事業を開催いたしました。

5 番目の「しょうがいしゃ等サービス事業」では、音訳資料・点訳資料の作成及び貸出を行い、また図書館にご来館できない利用者の方向けの宅配サービスを実施いたしました。また、平成 28 年度の新規事業であります福祉施設訪問サービス、これは実際に朗読をサービスとして行いましたが、施設では、くにたち苑、やがわ荘、滝乃川学園に出向きまして、計 40 回実施いたしました。

6 番目、「ボランティアの募集及び育成」では、各種ボランティアが、昨年度 175 名登録いただきました中で、とりわけ音訳者初級養成講座を 10 回実施いたしました。

7 番目の「行事等の企画及び広報事業」では、講演会、工作教室、各分室お楽しみ会などの行事を実施いたしました。また、図書館の見学及び地域職場体験学習の受け入れを行いました。広報活動では、市報、ホームページ、館報（いんぷおめーしょん）、チラシ等を配布いたしました。

8 番目の「学校及び他機関との連携」では、学校の読書活動を支援いたしまして、内容として、学校おはなし会、図書リサイクル、ブックマラソンの事業を行いました。また、市民の広域的な図書館利用を推進するため、国分寺市、府中市、立川市との図書館相互利用を行い、また NHK 学園図書室の市民向け開放を月 2 回実施いたしました。

9 番目の「図書館雑誌広告掲載事業」では、平成 28 年度、「きょうの健康」と、「プラスワンリビング」、「アエラ」に対しまして、提供者 3 名がおりました。

今後の「課題」としまして、まず図書館の役割として、生涯学習の機会と情報を提供するため、地域資源を活用し、新たな企画事業を検討していくとともに、図書館の利用促進を図るため、ホームページや情報紙などによる情報発信を積極的に行うことと考えております。

また、事業面では、中心となる児童サービス、しょうがいしゃサービス、ヤングアダルト事業などを継続していくため、各事業を支える地域のボランティアをいかに確保し、育成していくか、その仕組みを整えることも課題です。

施設面におきましては、各施設とも老朽化による設備修繕が次々と必要となってきております。利用者

の安全確保と図書館の円滑な運営のため、これらに迅速に対応していくことを考えております。また、南書庫に一時保管しております資料を整理し、適正な蔵書管理と環境整備を行いたいと考えております。

以上が図書館からの報告になります。

○【是松教育長】 説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

山口委員。

○【山口委員】 図書館ということで全体的なことの感想なのですが、今のところも最後に課題という項がありまして、給食センター吉野所長からも、口頭でしたけれども課題のことがあって、総括をして、次へ続ける。もう計画は出ているわけなのですが、そういう流れの中で出てきている各事業の実施状況となっていると。今まで課題は、それほどきちんとまとめられていなかったと思うので、すばらしく、いいことだなと思いました。感想でございます。ありがとうございました。

○【是松教育長】 ありがとうございました。

(「はい」の声あり)



### ○議題(8) 報告事項3) 第21期国立市社会教育委員の会からの答申について

○【是松教育長】 それでは、次に進めさせていただきます。報告事項3、第21期国立市社会教育委員の会からの答申についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、第21期の国立市社会教育委員の会からの答申について、ご報告いたします。

第21期国立市社会教育委員の会は、平成27年5月19日付、国教生発第11号をもって諮問された「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」に関して、2年間の討議を重ね、平成29年4月25日に、本資料を答申しました。

早速ですが、答申の概要について、ご説明いたします。

2枚目、答申の表紙裏、目次をごらんいただきたいと思います。

本答申は、3章立ての構成で、1章では、「国立の生涯学習推進の経緯と現状」、2章では、「国立市における生涯学習推進の課題」、3章では、「生涯学習振興・推進計画の策定に向けて—基本方針、基本施策の体系と重点施策の提案」としております。また、参考資料として、委員名簿、審議経過、国立市の生涯学習に関わる課題や、議論されていない視点を知らるために実施したアンケートやヒアリング結果をつけております。

内容に移ります。8ページをごらんください。

「国立市における生涯学習推進の課題」については、5点掲げられております。

1点目は、学習情報の収集・発信です。生涯学習情報の発信方法が所管によってばらばらで、情報を受け取る市民の視点に立っていないこと、紙媒体が中心でインターネットを利用した積極的な情報発信になっていないことを掲げております。

2点目は、9ページ、学習機会の充実です。市民にはさまざまな事情、環境があり、それらを踏まえ、学習機会の幅を広げる必要があること、子どもや文化・芸術・スポーツを通して、市民同士の交流やコミュニティ形成に努めること。社会や地域への参画を目的とした学習支援が十分でないこと、ボランティア、市民活動に参加する立場の視点を持つことを掲げております。

3点目は、11ページ、学習の成果を生かせるサポートの充実です。学習成果を発揮する機会が限定的で

あること、地域への参加意欲がある人々の学習活動状況と支援を求める人々のニーズの把握やマッチングしていく体制を構築すること、地域人材の発掘育成も行うことを掲げております。

4点目は、同じく 11 ページの施設や場の拡充、専門職員の確保についてです。施設の数、設備はもとより、市内の教育機関の資源活用がなされていないこと、市民ニーズに合った施設運営がなされていないこと、生涯学習の推進に当たっての人的な体制を課題として掲げております。

最後に5点目、13 ページになりますが、適切な事業評価方法の開発です。社会教育施設における事業実施後の検証の確保が十分でない点、現行の定量評価中心の評価では、生涯学習推進に対する優先度が低下する恐れがあるため、適切な評価方法の開発を掲げております。

これらの課題を踏まえ、14 ページには、生涯学習振興・推進計画の基本方針として3点を掲げております。1点目は、学習権を保障する計画。2点目は、学習者の視点に立った計画。3点目は、市全体が実施する計画を位置づけており、これらを全ての施策に通底するものとしております。

16 ページをごらんください。基本施策の体系です。先ほど申した国立市における生涯学習推進の課題に対応した形で、基本施策、重点施策を掲げております。

17 ページ以降は、生涯学習推進の課題を解消すべき重点施策、具体的な提案がなされております。

これまで以上に市民や社会の要請に応える学習や活動が行われるための手法。全ての部署の職員が市民の活動を支える立場であり、市民の学習支援に取り組むこと、学習を必要とする人や生かしたい人、それらの場をつなぐことで、市民が生き生きと暮らせるまちとなるための提案がなされております。

生涯学習推進の課題の解決に向けた施策こそ「重点施策」にふさわしく、市の生涯学習振興・推進計画を策定するに当たり、明文化していただけることを期待し、本答申を提出いただきました。

以上、第 21 期国立市社会教育委員の会からの答申の報告となります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。



○議題（9） 報告事項 4） 平成 29 年度市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは、ないようですので、次に、報告事項 4、市教委名義使用についてに移ります。津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成 29 年度 4 月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認 7 件でございます。

まず、公益社団法人立川青年会議所主催の「第 2 回わんぱく相撲国立場所～つながれ 3 世代の思い～」です。心身の鍛錬や健康増進を目的に、年中・年長児や小学生を対象としたトーナメント式の相撲大会を、平成 29 年 5 月 14 日、10 時より開催される L I N K くにたち 2017 の中で、大学通り国立ロータリー前で実施します。参加費は無料です。

2 番目は、公益財団法人たましん地域文化財団主催の「企画展『五感でみるてらんかい』」です。国立市内の小学生に所蔵品（たましんコレクション）について知り、親しんでもらうことを目的に、子どもから大人まで楽しむことができる展覧会やワークショップ等を、平成 29 年 4 月 11 日から 9 月 17 日までの間、たましん歴史・美術館において行います。入館料は、高校生以上が 100 円、ワークショップ参加費は、保険代を含めて 300 円となっております。

3 番目は、NPO 法人囲碁を楽しむ会主催の「第 1 回多摩地区 8 市対抗囲碁団体戦」です。多摩地域 8 市、調布市、稲城市、多摩市、狛江市、国分寺市、小金井市、府中市、そして国立市の、囲碁における交流・普及等を図るため、選抜された代表選手の交流試合やプロ棋士による指導碁、囲碁教室などを平成 29

年8月20日、9時30分より、府中市市民活動センター「プラッツ」において行います。参加費は、小学生1,000円、高校生以上2,000円となっております。

4番目は、第22回登校拒否・不登校問題全国のつどいin東京実行委員会主催の「第22回登校拒否・不登校問題全国のつどいin東京」です。不登校やひきこもりで悩んでいる親や教育関係者が学び合い、交流し合うことを目的に、講演や講座を平成29年8月26日、27日に、多摩永山情報教育センターにおいて行います。参加費は、2日間で、青年・学生は2,500円、一般は4,000円となっております。

5番目は、東京土建一般労働組合府中国立支部主催の「第40回住宅デー」です。地域住民に対し、技術や技能を生かして奉仕することを目的に、平成29年6月4日、10時より、谷保第四公園において実施します。参加費は無料です。

6番目は、くにたち・まちづくり∞自転車倶楽部主催の「こども自転車安全体験ツアー『まちで学ぼう、やさしく走ろう、親子でりんりんツアー』」です。自転車で安全に移動し、また他者を傷つけることがないようにするため、小学生と保護者で市内を自転車で回り、現場体験を通じてルールやマナーを学べる機会を提供します。開催日は平成29年7月29日、30日で、谷保第三公園をスタート、ゴールで市内を回ります。参加費は、保険代を含めて1人300円となっております。

7番目は、学ぼう！遊ぼう！風の子プロジェクト主催の「プレイパーク&カフェ～やってみようがいっぱい！遊びの森へ行こう～」です。子どもたちの主体性や創造性の心を育むため、講演会、職人さんと出会う木工体験、羊毛クラフト、出店体験、冒険遊び場のイベントを、平成29年5月27日、10時より、国立富士見台団地幼児教室風の子において実施します。参加費は無料です。

以上7件について、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。



○議題(10) 報告事項5) 要望書について

○【是松教育長】 それでは、ないようですので、報告事項5、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は1件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「改訂版学習指導要領の領土問題の教育を巡る、文科省教育課程課長の放言と、中学保健体育への“銃剣道”盛り込みに関し、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい等の要望書」をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、私のほうから、せっかくご要望をいただいておりますので、コメントしておきます。

他機関の職員の個別発言でございます。再三申し上げておりますように、そうした発言について、あるいは見解について、国立市教育委員会が機関としてその他機関へ申し入れるという立場にないので、そういうことは今後ともしていかないということを申し上げておきます。

ただ、懸念されております、領土教育における指導のあり方ということでございます。要望書の中にもありますけれども、多面的、多角的な教え方をしてほしいということでございますが、その辺は確かに一面あるかと思えます。他国の考え方あるいは主張というものに触れることも、それは大切だと思います。ただ、領土教育に関しましては、我が国の領土についてもその歴史的な経緯、それから国際法上の考え方から、領土の正当性というものもしっかり教えていかなければならないというところがございますので、

多角的、多面的に他国の考え方に触れたとしても、最終的には、我が国の考え方について、しっかり指導していくことで完結すべきものだと私は考えております。

2 番目の銃剣道の問題については、参考意見として受けとめたいと思います。

私のほうは、以上です。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、なければ、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回でございます。6月27日火曜日、時間でございますが、同日午後1時から総合教育会議を予定しておりますので、通常より1時間おくらせまして午後3時から、会場は教育委員室で開催を予定してございます。以上です。

○【是松教育長】 それでは、次回、第6回定例会は、総合教育会議の関係から、6月27日火曜日午後3時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。

午後4時00分閉会